



指定廃棄物を処理するための最終処分場を早期に設置すること  
を求める意見書

印西地区環境整備事業組合をはじめとする、松戸市・柏市・流山市・我孫子市の4市1組合では、指定廃棄物の保管が限界に近づきつつあり、その対応に苦慮している。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法によると、放射性セシウム濃度が1キログラム当たり8,000ベクレルを超過する指定廃棄物は、国が責任をもって処分するものとしている。環境省が示した、指定廃棄物の今後の処理の方針によると、指定廃棄物の処理は当該指定廃棄物が排出された都道府県内で行うものとしており、新たに建設する必要がある場合には、都道府県内に集約して設置することとしている。

しかしながら、先行した栃木県矢板市・茨城県高萩市の状況を鑑みると、指定廃棄物の最終処分場の確保に大きな不安と疑問を抱かざるを得ない。

また、千葉県は4市1組合で発生した指定廃棄物を印西市と我孫子市に隣接する手賀沼流域下水道終末処理場に一時保管することとし、その期間として平成26年度末までという期限を示したが、残すところ30ヶ月を切り、平成24年9月末を目途とした、千葉県内に設置する最終処分場の候補地さえ明らかになっていない状況では、一時保管の期限を担保できないばかりか、無期限の滞留が懸念され将来不安が払拭できない。

よって、印西市議会は、市民の安心と安全を守る観点から国に対し、下記の事項について強く要望する。

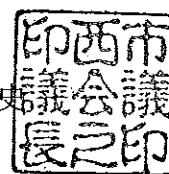
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

1. 国は、指定廃棄物の最終処分場の確保に係る工程表に基づき、遅滞なく指定廃棄物の最終処分場を確保すること。

平成24年10月3日

千葉県印西市議会議長 金丸 和



環境大臣 長 浜 博 行 様